

## 茨城県立石岡商業高等学校の部活動に係る活動方針

### 1 部活動の基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

### 2 部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 定期考査前の1週間を、原則として休養日とし、学業との両立を図る。
- 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

### 3 部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は4時間程度とする。  
なお、活動については、熱中症事故の防止等、生徒の心身の健康管理に十分配慮する。

### 4 部活動の朝の練習

- 原則として、朝の活動は行わない。

### 5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟及び茨城県高等学校文化連盟が定める参加する大会数の上限の目安等を踏まえ、参加する大会等を精査する。

### 6 部活動の活動計画及び活動実績

- 部顧問は、「部活動休養日設定確認表（部活動活動計画表）」を月ごとや一定期間ごとに作成し、前月の25日迄に提出する。
- 部顧問は、「月別活動実績表」を作成し、翌月の10日迄に提出する。

#### 〔附則〕

- ・本活動方針は、令和元年9月1日から施行する。
- ・本活動方針は、原則として県運営方針に準じた取扱いをする。